令和2年度 情報公開制度·個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1 情報公開制度
(1) 公文書公開等決定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 年度別公文書公開等決定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 公文書公開請求の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 個人情報保護制度
(1) 各種請求に対する年度別決定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 各種請求に対する千度別次定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 個人情報取扱事務の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議(協議件数)・・・・・・・・・2
3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況
(1) 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) 会議の開催回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.
(3) 開催內容等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)審査会委員····································
4 外郭団体等の情報公開制度
(1) 制定・施行団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2a
(2) 処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 処理状况・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度
(1) 情報公開制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(2) 個人情報保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況・・・・2
《資料1》米子市情報公開・個人情報保護審査会 令和2年度答申第1号・・・・・20
《資料2》米子市情報公開・個人情報保護審査会 令和2年度答申第2号・・・・・4

1 情報公開制度

令和2年度は、184件の公文書公開請求がありました。 主な請求内容は、建築計画概要書、淀江産業廃棄物関連等でした。 請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1)公文書公開等決定件数

ア 所管課別

(令和2年4月1日~令和3年3月31日受付分)

所管課			決定等内訳			
【実施機関】	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	合 計
市長	6 0	1 0 1	4 (3)	4	-	169
総務部	3 8	4	_	ı	-	4 2
秘書広報課	_	_	_	_	-	_
総務管財課	1	4	_	_	-	5
防災安全課	-	_	_	_	_	_
調査課	_	_	_	_	-	_
職員課	_	_	_	_	-	_
財政課	-	_	_	_	_	_
契約検査課	3 7	_	_	_	-	3 7
総合政策部	2	1	_	_	_	3
総合政策課	_	1	_	_	_	1
都市創造課	_	_	_	_	_	_
交通政策課	_	_	_	_	_	_
情報政策課	_	_	_	_	_	_
地域振興課	_	_	_	_	_	_
男女共同参画推進課	_	_	_	_	_	_
人権政策課	_	_	_	_	_	_
淀江振興課	2	_	_	_	_	2
市民生活部	2	1 1	3 (3)	_	_	1 6
市民課	_	_	_	_	_	_
生活年金課	_	_	_	_	_	_
保険課	_	_	_	_	_	_
市民税課	_	_	_	_	_	_
固定資産税課	_	_	_	_	_	_
収税課	_	_	_	_	_	_
環境政策課	2	9	3 (3)	_	_	1 4
クリーン推進課		2	_	_	_	2
福祉保健部	2	1	_	_	_	3
福祉政策課	_	_	_	_	_	_
福祉課	_	_	_	_	_	_
障がい者支援課	_	_	_	_	-	_
長寿社会課	_	_	_	_	_	_
健康対策課	_	_	_	_	_	_
こども相談課	_	_	_	_	_	_
子育て支援課	2	1	_	_	_	3
経済部	3	2	_	-	_	5
経済戦略課	_	_	_	_	-	_
商工課	_	_	_	_	_	_
観光課	_	_	_	_	_	_
スポーツ振興課	_	_	_	_	_	_
文化振興課	_	_	_	_	_	_
農林課	3	1	_	_	-	4
水産振興室	_	_	_	_	_	_
地籍調査課	_	1	_	_	_	1

	所管課			決定等内訳			
	【実施機関】	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	合 計
=	都市整備部	1 0	8 2	_	2	_	9 4
	建設企画課	_	_	_	1	1	_
	都市整備課	1	_	_	-	_	1
	道路整備課	_	_	-	1	ı	_
	営繕課	_	_	_	-	_	_
	建築相談課	9	8 2	-	2	_	9 3
	住宅政策課	_	_	_	ı	-	_
-	下水道部	3	_	1	2	1	6
	下水道企画課	_	_	_	_	_	_
	下水道営業課	_	_	_	1	_	_
	整備課	3	_	1	1	-	4
	施設課	_	_	_	2	_	2
3	淀江支所	_	_	_	1	_	_
	地域生活課	_	_	_	1	-	_
_	会計課	_	_	_	_	_	_
教育	委員会	8	1	1 (1)	_	_	1 0
	教育総務課	-	_	_	_	_	_
	学校教育課	8	1	1 (1)	_	_	1 0
	生涯学習課	-	_	_	_	_	_
	学校給食課	-	_	_	_	_	_
	事務局	1	-	_	_	-	1
	委員事務局	-	-	_	_	-	-
	委員会	-	-	_	_	-	-
	資産評価審査委員会	-	_	_	_	-	_
	管理委員会事務局	-	_	_	_	-	_
農業	委員会事務局	1	4	_	_	-	5
水道	事業管理者	-	_	_	_	-	_
	合 計 ※	7 0	106	5 (4)	4	-	185

イ 請求者区分別

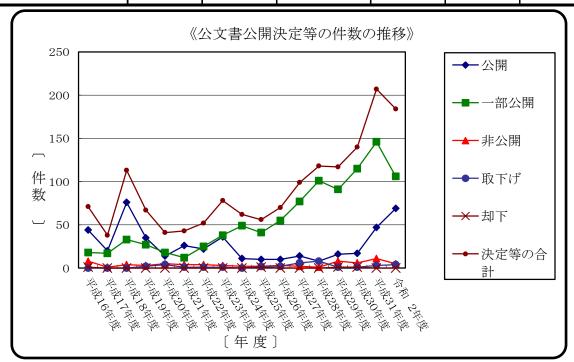
(令和2年4月1日~令和3年3月31日受付分)

3+ 1) -lw			A -31				
請求者	· 区分	公開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	合 計
市内	個人	6	4 0	4 (4)	_	_	5 0
111111	法人	4 6	4 8	1	2	-	9 6
市外	個人	1	9	_	_	_	1 0
11126	法人	1 6	9	1	2	-	2 8
合	計 ※	6 9	106	5 (4)	4	_	184

[※] 一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがある場合、 アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

区分			決定等内訳			0 71
年 度	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	合 計
平成16年度	4 4	1 8	8 (8)	_	1	7 1
平成17年度	2 0	1 7	1	_	_	3 8
平成18年度	7 6	3 3	4 (4)	_	-	1 1 3
平成19年度	3 5	2 7	3 (3)	2	-	6 7
平成20年度	1 4	1 8	5 (5)	4	1	4 1
平成21年度	2 6	1 2	4 (4)	1	_	4 3
平成22年度	2 2	2 5	4 (2)	1	_	5 2
平成23年度	3 6	3 8	3 (2)	1	-	7 8
平成24年度	1 1	4 9	2 (2)	-	_	6 2
平成25年度	1 0	4 1	2 (2)	2	1	5 6
平成26年度	1 0	5 5	3 (3)	2	_	7 0
平成27年度	1 4	7 7	2 (2)	6	_	9 9
平成28年度	8	101	1	8	-	1 1 8
平成29年度	1 6	9 1	8 (5)	1	1	1 1 7
平成30年度	1 7	1 1 5	6 (6)	1	1	1 4 0
平成31年度	4 7	1 4 6	1 1 (10)	3	_	207
令和 2年度	6 9	1 0 6	5 (4)	4	-	184



(令和2年4月1日~令和3年3月31日受付分)

決定区分 一部公開 線改良 (様式 公開	決定年月日 R2. 4. 2 R2. 4. 10	非公開の理 由 法人情報	備考
線改良		法人情報	
	R2. 4. 10		
公開	R2. 4. 10		
一部公開	R2. 4. 7	法人情報	
一部公開	R2. 4. 10	個人情報 法人情報	
一部公開	R2. 4. 10	個人情報	R2.5.7変更決 定
音責を一部公開	R2. 5. 1	個人情報 法人情報	
公開	R2. 4. 16		
一部公開	R2. 4. 21	法人情報	
公開	R2. 4. 30		農業委員会臨 時総会は公開 している
取下げ			
一部公開	R2. 5. 14	個人情報 法人情報	
こ、市 一部公開	R2. 6. 11	個人情報 法人情報	
	一部公開 一部公開 一部公開 一部公開 一部公開 本部公開 本部公開 本部公開 取下げ 一部公開 下	一部公開 R2.4.7 一部公開 R2.4.10 一部公開 R2.4.10 一部公開 R2.5.1 公開 R2.4.16 一部公開 R2.4.21 公開 R2.4.30 取下げ 一部公開 R2.5.14	一部公開 R2.4.7 法人情報 一部公開 R2.4.10 個人情報 一部公開 R2.4.10 個人情報 一部公開 R2.5.1 個人情報 公開 R2.4.16

4

日) の当初金入設計書(内訳、経費内訳根拠表)、代価表

請求内容又は公文書名

平成28年10月12日開催の鳥取県市議会議長会定例総会に係る会議録及び出張復命

工事名「市有地除草作業業務委託」(整理番号 総2) (開札日 令和2年5月27

非公開の理

由

個人情報

法人情報

個人情報

法人情報

法人情報

備考

決定年月日

R2. 6. 3

R2. 6. 8

決定区分

公開

公開

一部公開

一部公開

一部公開

R2. 6. 24

R2. 6. 30

R2. 7. 7

No

14

15

27

28

29

R2. 6. 22

R2. 6. 26

R2. 7. 3

法人 (市内)

個人(市内)

個人(市内)

受付年月日

R2. 6. 1

R2. 6. 1

請求者

区分

個人(市内)

法人(市外)

所管課

議会事務局

総務管財課

建築相談課

建築相談課

建築相談課

建築計画概要書

建築計画概要書

建築計画概要書

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理 由	備考
70	R2. 9. 11	個人 (市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 9. 14	法人情報	
71	R2. 9. 14	個人(市内)	環境政策課	2012年9月7日、米子市が環境管理事業センターに出した要請文。またそれに関して環境管理事業センターからの回答書。	一部公開	R2. 9. 18		一部文書不存 在
72	R2. 9. 15	個人(市内)	クリーン推進課	一般廃棄物受け入れについての覚書	一部公開	R2. 9. 25	個人情報 法人情報	
73	R2. 9. 17	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 9. 24	法人情報	
74	R2. 9. 18	法人 (市外)	学校教育課	令和2年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の採択に関する公文書公開請求	公開	R2. 9. 25		
75	R2. 9. 18	法人 (市内)	契約検査課	令和2年度 市道下彦名東7号線舗装補修工事 ①工事成績採点表(様式 土1-1) ②工事成績評定の考察項目別運用表(様式 土3)	公開	R2. 9. 18		
76	R2. 9. 23	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 9. 29	個人情報 法人情報	
77	R2. 9. 24	法人 (市外)	学校教育課	令和2年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の採択に関する公文書公開請求	公開	R2. 10. 1		
78	R2. 10. 2	個人(市内)	環境政策課	2012年9月7日、米子市が環境管理事業センターに出した要請の際の別添の文書すべて。	一部公開	R2. 10. 12	個人情報 法人情報	
79	R2. 10. 5	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 10. 8	個人情報 法人情報	
80	R2. 10. 5	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 10. 8	個人情報 法人情報	
81	R2. 10. 7	法人(市外)	学校教育課	令和2年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の採択に関する公文書公開請求	公開	R2. 10. 22		
82	R2. 10. 7	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 10. 9	個人情報 法人情報	
83	R2. 10. 7	個人 (市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 10. 9	個人情報 法人情報	
84	R2. 10. 8	法人(市外)	学校教育課	令和2年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の採択に関する公文書公開請求	公開	R2. 10. 27		

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理 由	備考
125	R2. 11. 13	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 11. 17	法人情報	
126	R2. 11. 27	個人(市内)	環境政策課	2019年9月に議会に資料提供された文書(このFAXのp2~p4の3枚)に関して、この文書が作成されるに当たっての決裁書等また、この文書を議会に資料提供するに当たっての決裁書等	公開	R2. 11. 30		
127	R2. 11. 27	個人(市内)	環境政策課	1.環境プラント(工業)は、平成9年6月23日付「開発事業変更協議書」を 鳥取県知事に提出しています。(資料1参照)鳥取県知事は、この協議書の内容 について関係市町村に鳥取県開発事業指導要綱第8条に基づき、意見を聴く定め となっています。この定めに関する次の文書(全ての添付書類を含む) ①県から淀江町長に意見照会があった文書 ②淀江町が、県に回答した意見に係わる起案・決定書 2.淀江町が、環境プラント(工業)に提出した資料2に係わる起案・決定書 (全ての添付文書を含む。)	一部公開	R2. 12. 7	個人情報 法人情報	一部文書不存 在
128	R2. 11. 30	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 11. 17	個人情報	
129	R2. 11. 30	個人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 2	個人情報	
130	R2. 11. 30	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 2	個人情報 法人情報	
131	R2. 12. 2	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	取下げ	R2. 12. 7		
132	R2. 12. 2	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 7	法人情報	
133	R2. 12. 9	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 10	個人情報 法人情報	
134	R2. 12. 9	法人 (市外)	農林課	金額入り工事設計書 (二本木地区水路改修工事)	公開	R2. 12. 14		
135	R2. 12. 9	法人 (市外)	農林課	金額入り工事設計書(崎津地区高潮対策工事)	公開	R2. 12. 14		
136	R2. 12. 11	個人(市内)	環境政策課	別添資料1について、鳥取県開発指導要綱第5条に基づく旧淀江町から県への通知文書及び県から旧淀江町への協議結果に係る文書(全ての添付書類を含む。)	一部公開	R2. 12. 14	個人情報 法人情報	
137	R2. 12. 16	個人(市内)	環境政策課	2020年11月、産廃処分場エコサイクルセンターへの視察結果に関する報告書等の文書	一部公開	R2. 12. 25	個人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理 由	備考
138	R2. 12. 17	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 22	個人情報 法人情報	
139	R2. 12. 17	法人(市内)	建築相談課	建築計画概要書	公開	R2. 12. 22		
140	R2. 12. 22	法人 (市内)	学校教育課	令和2年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の採択に関する公文書公開請求	公開	R3. 1. 4		
141	R2. 12. 23	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R2. 12. 25	法人情報	
142	R2. 12. 24	法人 (市外)	整備課	令和2年10月20日開札の勝田町昭和町枝線工事の金入設計書	非公開	R3. 1. 4	法人情報	
143	R2. 12. 25	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 4	法人情報	
144	R2. 12. 28	法人(市内)	契約検査課	平成31年度 都60 市道安倍三柳線改良工事その4 ①工事成績採点表 (様式 土1-1) ②工事成績評定の考察項目別運用表 (様式 土3)	公開	R3. 1. 7		
145	R3. 1. 5	個人(市外)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 7	法人情報	
146	R3. 1. 5	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 7	法人情報	
147	R3. 1. 12	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 14	法人情報	
148	R3. 1. 13	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 18	法人情報	
149	R3. 1. 14	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	公開	R3. 1. 20		
150	R3. 1. 19	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	一部公開	R3. 1. 22	法人情報	
151	R3. 1. 19	法人 (市内)	建築相談課	建築計画概要書	取下げ	R3. 1. 22		
152	R3. 1. 20	個人(市内)	環境政策課	2020年10月に出した産廃処分場エコパークかごしまへの質問に対する回答の文書	一部公開	R3. 2. 2	法人情報	
153	R3. 1. 21	個人(市内)	学校教育課	米子市小学校・中学校に適応されるハラスメント防止要綱及び改正ハラスメント 防止法に関わっての教育委員会内での議論がわかる文書等の公開請求	一部公開	R3. 2. 3		一部文書不存 在
154	R3. 1. 22	法人 (市外)	地籍調査課	地籍支援システムの情報公開	一部公開	R3. 2. 3	法人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理 由	備考
184	R3. 3. 30	法人 (市内)		令和2年度 都15 市道安倍三柳線改良工事うち交差点改良工事 ①工事成績採点表 (様式 土1-1) ②工事成績評定の考察項目別運用表 (様式 土 3)	公開	R3. 4. 6		

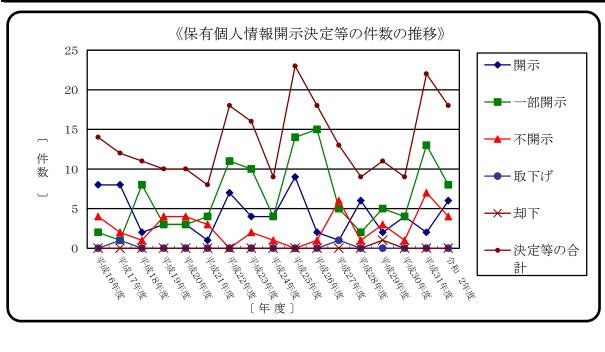
2 個人情報保護制度

令和2年度は、18件の保有個人情報開示請求がありました。 主な請求内容は、印鑑登録証明書、戸籍の申請書等でした。 請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分:開示

区分			決定等内訳			۸ ۱
年 度	開示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	合 計
平成16年度	8	2	4 (4)	_	_	1 4
平成17年度	8	1	2 (2)	1	_	1 2
平成18年度	2	8	1 (1)	_	_	1 1
平成19年度	3	3	4 (4)	_	_	1 0
平成20年度	3	3	4 (3)	1	-	1 0
平成21年度	1	4	3 (3)	_	_	8
平成22年度	7	1 1	-	1	1	18
平成23年度	4	1 0	2 (2)	_	_	1 6
平成24年度	4	4	1 (1)	_	_	9
平成25年度	9	1 4	_	_	_	2 3
平成26年度	2	1 5	1 (1)	_	_	1 8
平成27年度	1	5	6 (6)	1	_	1 3
平成28年度	6	2	1 (1)	_	_	9
平成29年度	2	5	3 (2)	1	1	1 1
平成30年度	4	4	1 (1)	-	_	9
平成31年度	2	1 3	7 (7)	_	-	2 2
令和 2年度	6	8	4 (4)	0	0	18



イ 請求区分:訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分					1	決定領	等内部	7					取	却	合
		≑ 7∵7*		利用の停止			消去			さの信		下			
年 度	訂正			(目的外利用 の中止)			(削除)		(外部提供の 中止)			げ	下	計	
平成16年度	_	_	_	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成17年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成18年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成19年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成20年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成21年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成22年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成23年度	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_
平成24年度	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_
平成25年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	-	-	-	_
平成26年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	_	-	-	_
平成27年度	_	_	-	-	-	_	-	_	-	_	_	-	-	-	_
平成28年度	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_
平成29年度	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
平成30年度	_	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
平成31年度	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
令和 2年度	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-

^{※()} 内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況(請求区分:開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止) (令和2年4月1日~令和3年3月31日受付分)

No	受付 年月日	請求区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)	
1	R2.4.30	開示	令和2年2月1日から令和2 年4月30日までに交付された 開示請求者に係る印鑑登録証 明書申請書	市民課	R2.5.7	不開示 (不存在)	
2	R2.5.11	開示	令和2年4月30日に受理した 開示請求者に係る職務上請求 による戸籍の申請書	市民課	R2.5.14	一部開示 (第三者の個人情報及び 法人情報)	
3	R2.5.29	開示	令和2年5月22日に受理した 開示請求者に係る職務上請求 による戸籍の申請書	市民課	R2.6.2	一部開示 (第三者の個人情報及び 法人情報)	
4	R2.6.25	開示	平成31年2月1日付で申請した本人の介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書及び添付書類一式及び完了報告書一式	長寿社会課	R2.6.26	開示	
5	R2.7.14	開示	令和元年7月1日から令和2 年7月13日に交付された開示 請求者に係る印鑑登録証明書 の申請書	市民課	R2.7.16	不開示 (不存在)	
6	R2.8.14	開示	昭和52年6月29日付けにて米 子市土地開発公社と●●●(● ●●)との間で締結されたユニ チカ跡地(米子市三旗町●● ●)の宅地分譲契約書	総務管財課	R2.8.18	一部開示 (第三者の個人情報)	
7	R2.8.28	開示	令和2年8月25日に交付され た開示請求者に係る戸籍の申 請書	市民課	R2.8.31	開示	
8	R2.10.21	開示	昭和52年6月28日付けにて米 子市土地開発公社と●●●(● ●●)との間で締結されたユニ チカ跡地(米子市三旗町●● ●)の宅地分譲契約書	総務管財課	R2.10.27	一部開示 (第三者の個人情報)	
9	R2.10.22	開示	令和2年9月23日から令和2年10月7日に提出した開示請求者に係るフリガナ修正メモ	市民課	R2.10.22	開示	

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
10	R2.11.18	開示	令和2年7月22日に本人が送付した意見(陳情結果のあり方)に関する一切の電磁的記録、公文書等(合議や確認のプロセス含む)	議会 事務 局	R2.12.3	開示
11	R2.11.18	開示	令和2年11月4日から令和2 年11月10日に交付された開示 請求者に係る住民票、戸籍及 び附票の申請書(本人・公用請 求分は除く)	市民課	R2.11.19	不開示 (不存在)
12	R2.11.24	開示	平成27年9月24日から令和2年11月24日の間に自己が米子市に保有している土地建物について委任状等で証明発行した課税台帳閲覧(複写)申請書及び固定資産評価・課税証明交付申請書	市民税課	R2.12.2	不開示 (不存在)
13	R2.12.8	開示	令和2年12月3日に交付した 開示請求者に係る職務上請求 による戸籍の申請書	市民課	R2.12.9	一部開示 (第三者の個人情報及び 法人情報)
14	R2.12.10	開示	令和2年11月9日に受理した 開示請求者に係る職務上請求 による戸籍の申請書	市民課	R2.12.11	一部開示 (第三者の個人情報及び 法人情報)
15	R2.12.17	開示	建築基準法第 12 条 5 項にもとづく報告書	建築相談課	R2.12.24	一部開示 (第三者の印影及び個人 情報)
16	R3.1.15	開示	令和元年5月13日に交付した 開示請求者に係る印鑑登録証 明書及び戸籍の申請書	市民課	R3.1.18	開示
17	R3.3.1	開示	●●●から提出された令和2年 11月27日午前10時30分頃の 本人に関する転倒事故報告	長寿社会課	R3.3.1	一部開示 (第三者の個人情報)

Ν	No	受付 年月日	請求区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の理由)
1	.8	R3.3.29	開示	市道安倍三柳線改良工事事業に伴う物件移転契約書	都市 整備 課	R3.3.31	開示

なお、上記のうち、市外の請求者からの請求は3件でした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関(米子市水道局を含む)は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 943件(令和3年5月20日現在までの累計)

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のこと に関しては総務管財課に協議することになっています。

- ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき (106件)
- イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に 本人以外収集を行う必要があるとき (24件)
- ウ 目的外利用(所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること)は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき(60件)
- エ 外部提供(所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること) は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき (39件)
- ※個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー(米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り東側)に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報 不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等につい て審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

6回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例に基づく実施機関の下記の諮問に応じ、公文書の一部公開 決定及び非公開決定に対する審査請求に関する事項の調査審議を行いました。

No	諮問受付 年月日	趣旨	所管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	R2. 3. 9	次の公文書の公開請求に対し、一部公開決定とした処分のうち一部を取り消し、公開を求める審査請求について 令和元年8月の淀江産廃計画での関係6自治会に対してのヒアリング実施に関しての文書一切(日程調整等の事前のやりとり、当日の内容に関するメモ等)	環境 課	R2.9.17 一部公開 (資料1)	審査会の答申を尊重し、本公書の一部公開をした。
2	R2. 6. 12	次の公文書の公開請求に対し、一部公開決定とした処分のうち一部を取り消し、公開を求める審査請求について 令和2年3月に出された〇〇〇 農業委員会委員から提出された「辞任願」	農林課	R2.9.29 棄却及び 却下 (資料2)	審査会の答申を尊重し、審査課却をでいる。

(4) 審査会委員

令和3年3月31日現在

役 職	氏 名	職名等
(会長職務代理)	網崎孝志	大学教授
会 長	佐 藤 匡	大学准教授
	鈴 谷 崇	弁護士
	名島ゆかり	地方裁判所調停委員
	宮 邊 満	元中学校校長

(50音順)

4 外郭団体等の情報公開制度

- (1)制定・施行団体 8団体
 - ア 社会福祉法人米子福祉会
 - イ 一般財団法人米子市開発公社
 - ウ 一般財団法人米子市生活環境公社
 - 工 一般財団法人米子市文化財団
 - 才 公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団
 - 力 社会福祉法人米子市社会福祉協議会
 - キ 一般財団法人米子市学校給食会
 - ク 米子市土地改良協会
- (2) 処理状況

公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

- (1)情報公開制度 公開請求等はありませんでした。
- (2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況 会議の開催回数 0回

《資料1》

答申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年9月30日付けで米子市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書一部公開決定処分(環政起第1508号-3。以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人(以下「請求人」という。)が同年12月24日付けで行った、本件処分の一部の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり判断する。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分のうち、別表第1に掲げる 部分については公開すべきであるが、その他の部分については実施機関が非公 開とした処分は妥当である。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

請求人は、令和元年9月13日付けで実施機関に対し次の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求書を送付し、実施機関は、同月17日付けでこれを受け付けた。

令和元年8月の淀江産廃計画での関係6自治会に対してのヒアリング実施に関しての文書一切(日程調整等の事前のやりとり、当日の内容に関するメモ等)

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、令和元年9月30日付けで、 次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、請求人に通知した。

〔公開する公文書〕

a 市長との面談の日程調整について(お願い)(令和元年7月26日

付け環政起第1101号-1)

- b 面談の日程調整表(令和元年8月7日(水)、9日(金)調整分)
- c 面談の日程調整表(令和元年8月9日(金)、10日(土)(午前)、 10日(土)(午後)調整分)
- d 市長との面談への出席について(お願い)(令和元年8月5日付け 環政起第1168号-1)
- e 市長との面談の日程調整について(お願い)(令和元年8月7日付け環政起第1201号-1)
- f 面談の日程調整表(令和元年8月17日(土)、18日(日)調整分)
- g 市長との面談への出席について(お願い)(令和元年8月13日付け環政起第1235号-1)
- h 淀江産業廃棄物処分場計画に係る市長と関係6自治会との面談概要 について(H31環政起第1256号-1)

[公開しないと決定した部分]

- アー上記aのうち、自治会長名
- イ 上記 b のうち、自治会長名、電話番号及び自治会名
- ウ 上記 c のうち、自治会長名、電話番号及び自治会名
- エ 上記 d のうち、自治会長名及び自治会名
- オ 上記eのうち、自治会長名及び自治会名
- カ 上記fのうち、自治会名
- キ 上記gのうち、自治会長名及び自治会名
- ク 上記hのうち、自治会参加者の職名及び氏名、自治会名、自治会の 発言並びに市の発言

[一部を公開しない理由]

- ア 自治会長名、電話番号並びに自治会参加者の職名及び氏名については、米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号。以下「条例」という。)第7条第1号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。
- イ 自治会名、自治会の発言及び市の発言については、条例第7条第2 号に該当する法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法 人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 [一部を公開しない理由が消滅する時期]

(3) 本件審査請求

なし。

1 11 E TTHI

請求人は、本件処分を不服とし、令和元年12月24日付けで本件処分の一部の取消しを求める審査請求書を実施機関に提出し、実施機関は、同日付けでこれを受け付けた。その後、請求人は、令和2年1月15日付けで前述の審査請求書に係る補正書を実施機関に提出し、実施機関は、同日付けでこれを受け付けた。

(4) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、令和2年1月28日付けで弁明書を作成し、同年2月5日付けでこれを請求人に送付した。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分のうち、上記 2 (2) h 「淀江産業廃棄物処分場計画に係る市長と関係 6 自治会との面談概要について」(以下「本件文書」という。)に関して、自治会の発言及び市の発言を非公開とした処分の取消しを求める。

なお、請求人は、審査請求書においては自治会名を非公開とした処分の取消しについて触れていないが、当審査会において実施した請求人の口頭意見陳述の際に、請求人は本件文書中の自治会名の公開も併せて求めたい旨の陳述を行った。当審査会においては、本件審査請求に係る判断をするに当たり、本件文書中の自治会名の公開、非公開の是非について判断する必要があったことから、この点についても併せて審査することとした。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書のうち、自治会の発言及び市の発言については、以下の理由により公開すべきである。

ア 従来、米子市の考え方として、淀江産業廃棄物処分場の設置については、地元関係6自治会(以下「6自治会」という。)の同意が大前提とされてきた。こうした流れの中で、今回の淀江産業廃棄物処分場計画に係る市長と6自治会との面談において、6自治会が淀江産業廃棄物処分場計画にどういう意向を持っているかということは、米子市が米子市有地を淀江産業廃棄物処分場用地として提供するかどうかの重要な判断材料となる。本件文書のうち自治会の発言及び市の発言には、このような6自治会の意向が記録されている。

イ 米子市が米子市民に対し、米子市有地を淀江産業廃棄物処分場用地と

して提供するかどうかの判断材料となる6自治会の意向がどのようなものであるかを明らかにすることには、公益性がある。また、米子市にはこれを説明する責任がある。

- ウ また、淀江産業廃棄物処分場計画は、当然、6自治会の理解を得ながら進めるべきものであるから、この計画に対する6自治会の賛否を明らかにするということは、この計画を進めるためにも必要なことである。
- エ 公文書一部公開決定通知書や弁明書には、自治会の発言及び市の発言 全てについて、これを公開すれば、「当該法人等の権利、競争上の地位 その他正当な利益を害するおそれがある」と書かれている。この「法人 等」は6自治会のことであると解するが、自治会の発言及び市の発言を 明らかにすると、なぜ6自治会の正当な利益が害されるのか、具体的な 説明がなされていない。
- オ また、本件文書は会議録的な記録であるにも関わらず、公の機関である米子市の発言部分が全面的に非公開となっている。仮に市の発言の中に、公開することにより「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」部分があるとしても、その全てがこれに該当することはあり得ない。
- (2) 本件文書のうち、自治会名についても、以下の理由により公開すべきである。
 - ア 淀江産業廃棄物処分場計画に対し、6 自治会がそれぞれどのような意向を持っているか、どの自治会がどのような理由で賛成し、又は反対しているかということは、当然明らかにすべきである。
 - イ また、自治会名を公開することにより「当該法人等の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは考えられない。
- (3) よって、本件処分は不当である。
- 5 実施機関の主張の趣旨

実施機関の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件文書のうち、自治会の発言及び市の発言については、以下の理由により非公開としたものである。
 - ア 実施機関は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)からの米子市淀江町における産業廃棄物管理型最終処分場(以下「処分場」という。)の設置のための市有地利用の要請に対する判断に当たり、地元関係6自治会の状況等を確認するため、自治会

の役員等と面談を行った。本件文書はその概要を記録したものである。

- イ 処分場の設置に同意を表明した自治会と、自治会としての意見が表明できない自治会とがあり、それぞれの自治会の状況は異なるものの、いずれの自治会においても処分場の設置計画(以下「計画」という。)を受け、自治会内の取りまとめに当たって対応に苦慮する等、大きな負担が強いられている状況である。
- ウ そのような状況において、自治会ごとに実施された面談の内容を一部 でも公開することは、自治会内部及び自治会間において混乱を生じさせ る可能性が十分にある。
- エ 以上のことから、自治会の発言及び市の発言は、条例第7条第2号に 該当する法人等に関する情報であり、公にすることにより、当該法人等 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 本件文書のうち、自治会名についても、(1)と同様の理由により非公開としたものである。
- (3) よって、本件処分は正当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、令和2年3月9日、条例第17条第1項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表第2のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求について、当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分のうち、自治会名、自治会の発言及び市の発言を非公開とした処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会は、本件文書のインカメラ審査(非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。)を実施した上で検証し、請求人が公開を求めている、自治会名、自治会の発言及び市の発言について、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するか否かを争点として審査を行った。

(3) 争点に対する判断

ア 本件文書について

実施機関に聴取したところ、本件文書の作成に係る経緯は次のとおりである。

処分場の設置に係る問題については、平成20年5月に当初の事業主体であった環境プラント工業株式会社と財団法人鳥取県環境管理事業センター(平成25年4月1日付けで公益財団法人に移行しセンターとなる。)とが提携して、米子市淀江町小波を処分場の設置候補地とするという表明をしたことから始まった。その後、関係住民からの民間企業が事業を運営することについての不安の声を受け、平成27年3月に、事業主体が環境プラント工業株式会社から鳥取県が出資者となっているセンターに変更された。

平成28年11月、センターは、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)」(以下「県条例」という。)に基づき、処分場の設置に係る事業計画書を鳥取県に提出した。それ以降、センターは、県条例に基づいて、住民説明会を開催したり、関係住民から出された意見に対し見解を示したりなどしたが、関係住民の理解が得られなかった。そのため、平成30年5月から令和元年5月までの間に、県条例に基づいて、センターと関係住民との意見調整会議が9回実施されたが、関係住民の理解を得ることが困難であるという結論が出されて終結した。

その後、センターは、令和元年7月25日付けで米子市有地を処分場用地として利用したいという旨の要請書を米子市に提出した。これに対し米子市は、令和元年8月27日に開催された米子市議会全員協議会(以下「米子市議会全員協議会」という。)において市議会議員の意見を聞いた後、同月30日付けで前述の市有地利用を条件付きで承諾するという回答を行った。その条件とは、センターが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」第15条で定める処分場の設置許可手続きにおいて、鳥取県の厳正な審査により安全性が確認され、かつ鳥取県知事の許可を受けることと、センター及び鳥取県において、処分場の必要性・安全性について住民理解がさらに深まるように努力を行うことの2つである。

本件文書は、前述の市有地利用に係るセンターからの要請書を受けた 米子市が、その要請に対する判断を行うに当たり、計画に係る6自治会 の状況や意見を聴くため、令和元年8月9日、10日及び17日に6自 治会の役員等と非公開で行った面談(以下「面談」という。)の概要を 記録した文書である。

イ 当審査会の基本的な考え方について

- (ア) 実施機関は、処分場の設置に同意を表明した自治会と、自治会としての意見が表明できない自治会とがあり、それぞれの自治会の状況は異なるものの、いずれの自治会においても計画を受け、自治会内の取りまとめに当たって対応に苦慮する等、大きな負担が強いられている状況であり、そのような状況において、自治会ごとに実施された面談の内容を一部でも公開することは、自治会内部及び自治会間において混乱を生じさせる可能性が十分にあると主張する。
- (イ) 一方、請求人は、自治会の発言及び市の発言について、全ての部分が これを公開することにより自治会の正当な利益を害するおそれがある という非公開理由に該当するとは考えられないと主張する。
- (ウ) ところで、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、米子市議会全員協議会において出席した市議会議員から求められ、自治会名を伏せた状態で面談の内容を要約した資料(以下「資料」という。)を、令和元年9月9日付けで米子市議会事務局に対し提出したとのことであった。
- (エ) 当審査会は、実施機関からこの資料の提供を受け、内容を検分した。 その結果、本件文書については自治会名が明示され、内容は自治会と市 との会話形式で記録されているのに対し、資料については自治会名が 「A自治会」等と表記され、内容は自治会からの意見等を箇条書きでま とめたものとなっているなど、本件文書と資料との差異が認められた。 一方、資料に箇条書きで記載されている自治会からの意見等の内容を見 ると、本件文書の会話形式で記載されている部分と大差がない部分が散 見されることを確認した。
- (オ) 当審査会が実施機関から聴取したところ、米子市議会事務局に提出された資料は、その後、全ての市議会議員に配布されたとのことであった。また、資料は市議会議員に提供することを目的として作成されたが、仮に市議会議員でない市民が資料の公開を求める公文書公開請求をした場合、公開すべきものと認識しているとのことであった。

これらのことから、当審査会においては、面談の内容のうち、少なく とも資料に記載されている情報については、すでに公にされているもの とみなすべきであると判断した。

(カ) したがって、本件文書に記載されている情報のうち資料に記載されている情報と大差がない部分については、これを公開しても改めて自治会内部及び自治会間において混乱を生じさせるとは考えにくく、非公開とする理由がないと言わざるを得ない。よって、本件文書における面談の

内容を一部でも公開することはできないとする実施機関の主張を採用 することはできない。

- (キ) 以上のことを踏まえ、本件文書の自治会名、自治会の発言及び市の発言の中に、実施機関が主張するとおり、条例第7条第2号に該当する非公開情報が含まれるか否かについて、以下検討する。
- ウ 自治会名、自治会の発言及び市の発言の条例第7条第2号該当性について
 - (7) 自治会名、自治会の発言及び市の発言のうち、非公開とすべき情報条例第7条第2号に該当する非公開情報とは、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(同号ア)又は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(同号イ)である。

当審査会は、インカメラ審査により本件文書を検分し、非公開とされた自治会名、自治会の発言及び市の発言の内容について条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するか否かについて検討した結果、次の部分について非公開とすべきであると判断する。

- 自治会名
- ② 自治会の発言のうち、以下の部分
 - a 自治会の計画に関する賛否の状況に関する内容
 - b 地域振興に係る要望の具体的な内容
 - c 相当の確実性をもって自治会名が推測される内容
- ③ 市の発言のうち、②に対する応答に当たる部分
- ④ センター、環境プラント工業株式会社及び6自治会以外の法人等の名称及び当該法人等に関する個人の評価
- ⑤ 特定の個人の氏名、勤務先及び発言内容
- (イ) (ア)①を非公開とすべき理由
 - 6 自治会の自治会名は公表されているが、本件文書においては非公

開とされている。資料にも自治会名は記載されていない。

実施機関に聴取したところ、面談の時点においては、計画に対し6 自治会のうち4自治会は賛成し、2自治会は自治会内に様々な意見があ るため賛否の表明ができない状態であったとのことである。このことは、 米子市長が米子市議会全員協議会の場で説明するなどして公表されて いるが、どの自治会が賛成だったのかまでは公表されていない。

計画については、長年にわたって関係住民の理解が得られず、面談の時点でも賛否の表明ができない自治会があるなど完全な賛同が得られていないことに鑑みると、面談記録ごとの自治会名が公にされ、面談内容と結びつけられれば、計画の関係者であるかないかを問わない不特定多数の者から、様々な言動が直接・間接に当該自治会に対し向けられることとなる可能性があることから、6自治会の運営に不当な影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(ウ) (ア)② a を非公開とすべき理由

面談は自治会ごとに非公開で行われていることから、各自治会の出席者は、各自治会の計画に関する賛否の状況について率直に語ったものと推察される。

(4)で述べたとおり、計画に対してどの自治会が賛成だったのかは公表されておらず、資料にも示されていない。また、計画については長年にわたって関係住民の理解が得られず、面談の時点でも賛否の表明ができない自治会があるなど完全な賛同が得られていない。

このような状況の中、本件文書において自治会の計画に関する賛否の状況を公にすれば、例え本件文書において自治会名を明らかにしなくとも、計画の関係者であるかないかを問わない不特定多数の者から、様々な言動が直接・間接に6自治会に対し向けられることとなる可能性を否定できない。

よって、6自治会の運営に不当な影響を及ぼすおそれがあるため、 条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(エ) (ア) ② b を非公開とすべき理由

6自治会の地域振興に係る要望については、今後、処分場が設置されることとなった場合、センターが「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例(平成12年鳥取県条例第15号)」の規定に基づいて鳥取県に提出する周辺整備計画の中で地域振興計画として盛り込まれる予

定となっているが、現在は、センターが6自治会の要望を取りまとめているところである。

面談は、米子市が計画に関する6自治会の状況や意見を聴くために自治会ごとに非公開で実施したものであることから、各自治会の出席者は、地域振興に係る要望の具体的な内容について率直に語ったものと思料される。資料によれば、面談において自治会から地域振興に係る要望についての意見が出されたことは明らかであるが、その具体的な内容については示されていない。

地域振興に係る要望は、各自治会において、それぞれの立場や利害を踏まえて決定されているものと考えられるが、処分場の設置が正式に決定されておらず、センターが6自治会の要望を取りまとめている現段階においては、地域振興に係る要望の具体的な内容については、各自治会とセンターとの間で交渉中の未確定な情報であると言うべきである。通常、このような交渉中の未確定な情報が公表されれば、以降の交渉に様々な影響を与え、結果として交渉の当事者に不利益を与えることとなるおそれがあることは否定できない。

地域振興に係る要望内容が各自治会の実情により異なることは一般に理解され得るところであるが、その具体的な内容を公にした場合、6自治会が相互の自治会の要望内容を詳細に把握できることとなるとともに、各自治会とセンターとの交渉内容の差異が明らかになることとなる。そのため、場合によっては、各自治会がセンターに対する不快、不信の感情を抱くこととなり、今後の自治会とセンターとの交渉に不当な影響を及ぼすおそれがある。また、今後、各自治会内において、他の自治会との比較から新たな要望事項が出るなど、意見の取りまとめが困難になり混乱が生じたり、他の自治会に対する評価に影響を与え、自治会間に不和が生じたりする可能性がある。

さらに、地域振興に係る要望の具体的な内容を公にすれば、例え本件文書において自治会名を明らかにしなくとも、計画の関係者であるかないかを問わない不特定多数の者から、様々な言動が直接・間接に6自治会に対し向けられることとなる可能性を否定できない。

よって、6自治会の運営に不当な影響を及ぼすおそれがあるため、 条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(t) (ア)② c を非公開とすべき理由

相当の確実性をもって自治会名が推測され、面談内容と結びつけ られれば、(ア)で述べたとおり、計画の関係者であるかないかを問わな い不特定多数の者から、様々な言動が直接・間接に6自治会に対し向けられることとなる可能性があり、当該自治会の運営に不当な影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(カ) (ア) ③を非公開とすべき理由

自治会及び市の発言は会話形式で記録されている。そのため、仮に 自治会の発言の一部を非公開とする一方で、それに対応する市の発言 を公開すれば、その公開した市の発言の内容から非公開とした当該自 治会の発言の内容が相当の確実性をもって推測されることとなり、本 来は非公開とすることにより保護すべき6自治会の正当な利益が害さ れることとなり得る。

よって、市の発言であっても、公にすることにより(ア)②により非公開とする自治会の発言の内容が明らかになると認められる部分については、(ア)②と同様の理由により条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(キ) (ア) ④を非公開とすべき理由

一般に、法人等に関して個人が抱いている評価は、当該個人の主観に基づくものであり、必ずしも客観的な指標に基づいたものとは言えないと考えられる。このような評価の内容はもちろん、評価の対象となった法人等の名称については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合があるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とすべきである。

(ク) (ア)⑤を非公開とすべき理由

(ア)⑤は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)である。これは、条例第7条第1号に該当することから非公開とすべきである。

ただし、実施機関は本件処分において、(ア)⑤を非公開とした理由について、他の非公開とした部分と一括し、条例第7条第2号に該当するためと述べており、同条第1号該当性について触れていないが、当審査会としては、(ア)⑤を非公開とした処分は、結果として妥当であると判断する。

(4) 結論

以上のとおり、当審査会は、本件文書の自治会名、自治会の発言及び市の発言の中には、条例第7条第2号に該当する非公開情報が含まれるほか、同条第1号に該当する非公開情報が含まれると判断した。これらの非公開情報が含まれる部分については、実施機関が非公開とした処分は妥当であるが、その他の部分については、非公開とする理由がない。この非公開とする理由がない部分を具体的に示すと、別表第1に掲げるとおりである。

なお、請求人は、6自治会の計画に関する意向がどのようなものであるかを明らかにすることには公益性があることから、本件文書の自治会名、自治会の発言及び市の発言を公開すべきであると主張する。しかし、当審査会においては、上記(3)ウ(ア)に掲げた情報について、これを非公開とすることにより保護される自治会及びその他の法人等の利益並びに個人の権利利益より、これを公開することによる公益性が優先されるべき特段の理由を認めることはできなかった。

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表第1

(公開すべき部分)

- 1 本件文書のうち、「日時:令和元年8月9日(金)18:20~18:
 - 50 と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 3行目から7行目の最後まで
 - 9行目の22文字目から10行目の最後まで
 - 14行目から22行目の最後まで
 - 27行目から28行目の最後まで
- 2 本件文書のうち、「日時:令和元年8月9日(金)18:50~19:
 - 25」と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 2行目から12行目の最後まで
- 3 本件文書のうち、「日時:令和元年8月9日(金)19:25~20:
 - 00」と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 1行目から2行目の9文字目まで
 - 6行目から7行目の最後まで
- 4 本件文書のうち、「日時:令和元年8月10日(土)10:00~10:
 - 40」と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 1ページ目の1行目から2行目の32文字目まで
 - 1ページ目の4行目
 - 1ページ目の9行目の19文字目から11行目の22文字目まで
 - 1ページ目の12行目の36文字目から16行目の最後まで
 - 1ページ目の17行目の23文字目から19行目の14文字目まで。
 - 1ページ目の25行目の23文字目から28行目の21文字目まで
 - 2ページ目の1行目から4行目の37文字目まで
 - 2ページ目の6行目の6文字目から最後まで
 - 2ページ目の13行目から27行目の最後まで
- 5 本件文書のうち、「日時:令和元年8月10日(土)17:45~18:
 - 20」と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 1ページ目の3行目の19文字目から6行目の最後まで
 - 1ページ目の12行目から23行目の最後まで
 - 2ページ目の7行目から9行目の20文字目まで
 - 2ページ目の17行目から21行目の最後まで

- 6 本件文書のうち、「日時:令和元年8月17日(土)19:00~20:
 - 00」と記載されている文書の【主な内容】のうち、次の部分
 - 1ページ目の1行目から4行目の18文字目まで
 - 1ページ目の4行目の23文字目
 - 1ページ目の4行目の26文字目から31文字目まで
 - 1ページ目の4行目の38文字目から5行目の最後まで
 - 1ページ目の15行目から19行目の最後まで
 - 1ページ目の21行目から24行目の31文字目まで
 - 1ページ目の28行目
 - 2ページ目の1行目の1文字目から8文字目まで
 - 2ページ目の7行目の9文字目から10行目の最後まで
 - 3ページ目の3行目から5行目の最後まで
 - 3ページ目の8行目から15行目の最後まで

別表第2

(処理経過)

年 月 日	内容
令和2年3月9日	・実施機関から審査会に対して諮問
令和2年3月9日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明・審議
令和2年3月31日	・実施機関へ意見聴取の日時を通知
令和2年4月13日 (本件に係る審査会第2回目)	・実施機関からの意見聴取を実施 ・本件文書に係るインカメラ審査を実施 ・審議
令和2年4月27日	審査請求人へ口頭意見陳述の日時を通知実施機関へ意見聴取の日時を通知
令和2年5月7日	・実施機関へ「関係資料」の提出を依頼
令和2年5月13日	・実施機関から提出された「関係書類」を受付
令和2年5月25日 (本件に係る審査会第3回目)	・審査請求人の口頭意見陳述及び同人からの意見聴取 並びに実施機関からの意見聴取を実施・審議
令和2年7月2日 (本件に係る審査会第4回目)	• 審議
令和2年7月30日 (本件に係る審査会第5回目)	・答申案の検討
令和2年8月4日 (本件に係る審査会第6回目)	答申案の検討
令和2年9月15日 (本件に係る審査会第7回目)	・答申案の検討

令和2年9月17日	・答申の決定
令和2年9月18日	・実施機関に対して答申

《資料2》

答申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年4月10日付けで米子市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書一部公開決定処分(農起第158号-3。以下「本件処分」という。)に対し、審査請求人(以下「請求人」という。)が同月24日付けで行った、本件処分の一部の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)のうち、「辞任願」中の願出の理由に係る処分の取消しを求める部分については棄却すべきであり、願出の日付に係る処分の取消しを求める部分については却下すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

請求人は、令和2年4月8日付けで実施機関に対し次の公文書の写しの 交付を求める公文書公開請求書を送付し、実施機関は、同日付けでこれを受 け付けた。

令和2年3月に出された〇〇〇〇農業委員会委員(特定の個人。以下「願出人」という。)から提出された「辞任願」

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、令和2年4月10日付けで次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、請求人に通知した。

[公開する公文書]

「辞仟願」

[公開しないと決定した部分]

願出の理由及び日付の全部並びに印影の一部

[一部を公開しない理由]

米子市情報公開条例第7条第1号(平成17年米子市条例第22号。 以下「条例」という。)に該当する個人に関する情報であり、公にする ことにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。

[一部を公開しない理由が消滅する時期] なし。

(3) 本件審査請求

請求人は、本件処分を不服とし、令和2年4月24日付けで本件処分の一部の取消しを求める審査請求書を実施機関に提出し、実施機関は、同日付けでこれを受け付けた。

(4) 本件処分の変更

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、令和2年5月7日付けで本件 処分を変更し、改めて次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、請求人に 通知した(以下「本件変更処分」という。)。

[公開する公文書]

「辞任願」

[公開しないと決定した部分]

願出の理由の全部及び印影の一部

「一部を公開しない理由」

条例第7条第1号に該当する個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。

[一部を公開しない理由が消滅する時期] なし。

(5) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、令和2年5月15日付けで弁明書を作成し、同月18日付けでこれを請求人に送付した。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分のうち、「辞任願」(以下「本件文書」という。)中の願出の理 由及び日付の全部を非公開とした処分の取消しを求める。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 次の理由により、本件処分は不当である。
 - ア 本件文書は、公職にある者がその立場で実施機関に対し提出した当該公職の「辞任願」であるから、個人情報であることを理由として非公開とすることはあり得ない。
 - イ 願出人の辞任については、公開の農業委員会において議案として審議されており、本件文書中の願出の理由は、その重要な資料だったはずであるから、これを「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」ため非公開とする実施機関の判断には納得できない。
 - ウ 本件文書中の辞任の理由に係る非公開理由について、公文書一部公開決定通知書には、条例第7条第1号の条文、すなわち「個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」という記載しかなく、なぜ「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」のか全く述べられていない。弁明書においても、なぜ「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」のか全く述べられていない。

条例第7条第1号は、個人に関する情報は全て公開しなくてよいとする 規定ではなく、それを公にすることにより個人の権利利益を害するおそ れがあるものは公開しなくてよいとする規定である。したがって、実施 機関は、「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」 とする理由を説明すべきであるから、このような文章だけでは納得でき ない。

- エ 弁明書には、本件文書中の辞任の理由は条例第7条第7号エに該当するから公開しないと記載されているが、この非公開理由は公文書一部公開決定通知書には記載されていない。実施機関にそのような認識があるのなら、本件処分を行った時点で、すなわち公文書一部公開決定通知書において、そのことをきちんと述べるべきである。審査請求の後で非公開理由を追加するのは公正でない。
- オ また、実施機関は、本件文書中の願出の理由が条例第7条第7号エに該当する理由として、「辞職する全ての米子市職員の辞職の理由の全部が公にされることとなれば、米子市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす」と主張している。しかし、農業委員会委員の場合、正当な理由があって「辞任願」を提出し、それを農業委員会が認めないと辞任はできないが、一般の公務員の場合はそのようなことはないなど、両者には違いがあるから、一般の公務員の例を持ち出して本件文

書中の願出の理由を公開できないというのは論理的におかしい。

(2) 本件文書中の願出の日付については、当初、本件処分において「公開すると個人の権利利益を害するおそれがある」という理由で非公開とされた。その後、当該日付を公開の農業委員会で農業委員会事務局が公表していた、つまり、当該日付はすでに公になっている情報であることが判明したという理由により、本件変更処分において当該日付は公開することとされた。そして、実施機関はこのことを理由として、本件審査請求に対する弁明書において、当該日付を当初非公開としたことに係る弁明を省略した。

しかし、本件変更処分により当該日付が公開されたからと言って、当該日付に係る当初の判断について弁明をしないのは、本件審査請求に対する弁明として不十分である。実施機関は、当該日付を非公開とする当初の判断を行った理由を説明すべきであり、それが誤りであったことを認めるべきである。

- 5 実施機関の主張の趣旨
 - 実施機関の主張の趣旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 次の理由により、本件処分は正当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。
 - ア 本件文書中の願出の理由については、条例第7条第1号に該当する個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害するお それがあるため、非公開とした。
 - イ 米子市農業委員会委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第3条第3項第1号に規定する特別職に属する地方公務員であるが、その「辞任願」に記載された願出の理由は、当該地方公務員の身分に関する情報として人事管理上米子市が保有している情報であり、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(条例第7条第1号ただし書ア)には該当しない。
 - ウ また、本件文書中の願出の理由は、公務員等の職務の遂行に係る情報 のうち、公開すべきであるとされている当該公務員等の職、氏名及び当 該職務遂行の内容に係る部分(条例第7条第1号ただし書ウ)のいずれ にも該当しない。
 - エ 加えて言えば、職員が辞職する理由には、当該職員又はその家族の心身の状態など他人に知られたくない情報が含まれている場合もあることから、辞職する全ての米子市職員の辞職の理由が公にされることとなれ

ば、米子市の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に 支障を及ぼす(条例第7条第7号エ)ことは明白である。

- オ 請求人は、願出人の辞任については公開の農業委員会において議案として審議されており、本件文書中の願出の理由は、その重要な資料だったはずであると主張する。確かに、通常、農業委員会委員から「辞任願」が提出された場合、一般に公開される農業委員会の総会において辞任に同意するか否かを審議することとなっており、願出人の辞任についても同様に、農業委員会の臨時総会(以下単に「臨時総会」という。)において審議された。しかし、臨時総会においては本件文書自体をコピーするなどして資料として配付することはなく、本件文書の内容については、農業委員会事務局職員から「令和○年○月○日付けで「辞任願」が提出された」旨の口頭説明があったのみであった。
- (2) 本件文書中の願出の日付については、すでに本件変更処分により公開することとしたため、本件審査請求に対する弁明を省略する。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、令和2年6月12日、条例第17条第1項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求について、当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分のうち、願出の理由及び日付を非公開とした処分に違法性又は不当性があるか否かである。

ただし、本件変更処分の結果、請求人が公開を求めており、かつ、実施機関がなおも非公開が妥当であるとしているのは、願出の理由のみである。

したがって、当審査会は、本件文書のインカメラ審査(非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。)を実施した上で検証し、願出の理由について、条例第7条第1号又は第7号エに規定する非公開情報に該当するか否かを主な争点として審査を行った。また、すでに公開することとされた願出の日付に係る審査請求の是非について検討した。

(3) 争点に対する判断

ア 本件文書を取りまく状況について

本件文書は、農業委員会委員であった願出人が、当該職を辞することを願い出る趣旨で作成し、実施機関に提出した文書である。

願出人は、本件文書を実施機関に提出するより前に、収賄の罪により起訴されたことが新聞報道等により公表されていた。また、願出人が本件文書を実施機関に提出したことは、本件文書の提出を受け、願出人の辞任について一般に公開される臨時総会において議案として取り上げられたこと、また、願出人の辞任について農業委員会が同意したことが新聞報道等により公表されたことから、周知の事実となった。

本件公文書公開請求は、その後に行われたものである。

イ 願出の理由の条例第7条第1号該当性について

- (ア) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めているが、例外的に公開すべき情報として、「法令若しくは条例(中略)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書ア)、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行に係る部分(当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)」(同号ただし書ウ)などについて規定している。
- (4) 本件文書は、願出人という特定の個人が作成し実施機関に提出した「辞任願」であり、その構成要素は、「辞任願」という表題、「米子市長〇〇〇〇様・米子市農業委員会様」という宛名、願出の理由、願出の日付、課受付印、課長の個人印並びに願出人の職名、氏名及び印影である。

本件文書は、そこに表示された氏名により当該個人を識別することができるから、文書全体として条例第7条第1号本文に該当する個人に関する情報であると認められるが、本件処分及び本件変更処分により、願出の日付及び願出人の印影の一部を除いて公開された。その理由は、願出人が実施機関に対し本件文書を提出したという事実が、すでに臨時総会及び新聞報道等により公になっていたことにより、本件文書中、願出の理由及び願出人の印影の一部を除く情報については、

条例第7条第1号ただし書アに該当すると考えられることによるものと推察される。

そこで、改めて願出の理由について見てみると、本件処分によってすでに公開されている本件文書中の顧出人の氏名と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるから、条例第7条第1号本文に該当する情報であると認められる。

(ウ) 請求人は、願出人の辞任については臨時総会において議案として審議されており、本件文書中の願出の理由は、その重要な資料だったはずであるから、これを非公開とする実施機関の判断には納得できないと主張する。これは、願出の理由は条例第7条第1号ただし書アに該当するから公開すべきであるとする主張であると解される。

これに対し、実施機関は、実際に願出人の辞任について審議した臨時総会では、本件文書自体をコピーするなどして資料として配付することはなく、本件文書の内容については、農業委員会事務局職員から「令和〇年〇月〇日付けで「辞任願」が提出された」旨の口頭説明があったのみであったと説明する。さらに、実施機関は、農業委員会委員の「辞任願」に記載された願出の理由は、当該農業委員会委員の身分に関する情報として人事管理上米子市が保有している情報であり、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないと主張する。

そこで、願出の理由の条例第7条第1号ただし書ア該当性について 検討する。

農業委員会委員の辞任については、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第13条第1項により、市町村長及び農業委員会の同意が必要とされている。米子市においては、通常、農業委員会委員から「辞任願」が提出された場合、一般に公開される農業委員会の総会において当該委員の辞任に同意するか否かを審議することとなっている。この審議の際に、当該委員が辞任を願い出るに至った理由が、辞任に同意するか否かを判断するための材料の一つとなり得ることは否定できない。そのため、公開の農業委員会の総会において、当該委員が提出した「辞任願」に記載された辞任の理由が読み上げられるなどして公表される可能性が全くないとは言えない。

しかし、本件文書中の辞任の理由については、実施機関が述べたと おり、臨時総会で公表されることはなかった。

本件文書中の辞任の理由について臨時総会において特段に触れられることがなかった事情としては、すでに願出人が収賄の罪により起

訴されたことが新聞報道等により公になっていたことから、願出人が辞任を願い出るに至った経緯を改めて確認する必要がなかったためであると推察されるが、結果として本件文書中の辞任の理由について臨時総会で公表されることがなかったという事実は変わらない。そして、実施機関が主張するとおり、本件文書は人事管理上米子市が保有している文書に他ならず、すでに臨時総会において願出人の辞任に農業委員会が同意することが決定したことから、今後、本件文書の内容が改めて公表される可能性があるとは考え難い。

したがって、願出の理由は「法令若しくは条例(中略)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは言えないため、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

(エ) また、請求人は、本件文書は、公職にある者がその立場で実施機関に対し提出した当該公職の「辞任願」であるから、個人情報であることを理由として非公開とすることはあり得ないと主張する。これは、願出の理由は条例第7条第1号ただし書ウに該当するから公開すべきであるとする主張であると解される。

これに対し、実施機関は、願出人は農業委員会委員であるから公務員であることは間違いないが、願出の理由は、公務員の職務遂行に係る情報のうち、公開すべきであるとされている当該公務員の職、氏名又は当該職務遂行の内容に係る部分のいずれにも該当しないと主張する。

そこで、願出の理由の条例第7条第1号ただし書ウ該当性について 検討する。

条例第7条第1号ただし書ウに係る米子市情報公開条例逐条解説では、公務員の職務遂行に係る情報とは、「公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報」であるとされ、その主たる構成要素である「当該公務員の職名、氏名等の情報及び職務遂行の内容に関する情報」については、「公務員個人の情報であると同時に、公務を遂行した者を特定し、責任の所在を明確にするために公文書に表示される情報であり、職務遂行に関する情報の構成要素として相互に密接な関連性を有し、基本的に不可分のもの」であることから、それが当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、公開することとされている。

これを踏まえて検討すると、辞任の理由については、願出人が農業委員会委員という地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報とは認められない。

したがって、願出の理由は公務員の職務遂行に係る情報であるとは 言えないため、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

(オ) ところで、請求人は、条例第7条第1号は、個人に関する情報は全て公開しなくてよいとする規定ではなく、それを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものは公開しなくてよいとする規定であるから、実施機関は、願出の理由を「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」とする理由を説明すべきであると主張するため、この点について検討する。

条例第7条第1号本文により非公開情報として定められているものは、次の二つである。

- ① 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- ② 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、 なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

これは、個人に関する情報の非公開情報としての基本的な要件を定めたものである。つまり、①により、特定の個人を識別することができる情報は、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかを問わず非公開とすることとし、一方で、②により、特定の個人を識別することができない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、非公開とすることとしているのである。

そこで、願出の理由について条例第7条第1号本文に照らせば、すでに述べたとおり、これを非公開とすべき基本的な要件は、特定の個人を識別することができるものであることにより満たされていると言うべきであって、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかは問題でない。

したがって、前述の請求人の主張は、誤った条例の解釈に基づいた ものであり、失当である。

- (カ) よって、願出の理由を条例第7条第1号に該当するとして非公開と した実施機関の処分は妥当である。
- ウ 願出の理由の条例第7条第7号工該当性について
 - (ア) 当審査会は、願出の理由について、条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当であるとすでに判断した。したがって、その条例第7条第7号工該当性については、判断しない。

(4) ところで、請求人は、願出の理由に係る非公開理由について、実施機関が公文書一部公開決定通知書において条例第7条第7号エ該当性に触れておらず、弁明書において初めてこれに言及したことは公正でないと主張するため、この点について検討する。

公文書一部公開決定通知書又は公文書非公開通知書(以下「公文書一部公開決定通知書等」という。)への非公開理由の付記については、条例第11条第1項及び第2項において、実施機関が公文書公開請求に対し当該請求に係る公文書の一部又は全部を公開しない旨の決定をする場合、非公開理由を書面により公開請求者に通知しなければならない旨の規定がある。この規定の目的は、実施機関の判断の慎重及び合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、非公開理由を公開請求者に知らせることにより、その不服申立ての便宜を与えることにあると解すべきである。そして、その目的は、実施機関が非公開理由を公文書一部公開決定通知等に具体的に記載して通知することにより、ひとまず実現される。

しかし、条例第11条第1項及び第2項の規定の趣旨が、実施機関が一たび公文書一部公開決定通知書等に非公開理由を付記した以上、その後の審査請求の審査の過程において当該理由以外の理由を主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はない。

実際、本件審査請求について見た場合、実施機関は、公文書一部公開決定通知書に記載していない非公開理由を弁明書において追加し主張した。これに対し、請求人は、実施機関から反論書の提出の機会を与えられたが反論書の提出はせず、当審査会から口頭意見陳述の実施により反論する機会を与えられて反論を行った。つまり、追加された非公開理由について、請求人に反論の機会が与えられなかったというような実質的な不利益が生じた事情は認められず、前述の条例第11条第1項及び第2項の規定の趣旨に反する点はない。

よって、実施機関が弁明書において願出の理由に係る非公開理由を追加したことは公正でないとする請求人の主張は、失当である。

エ 願出の理由に係る審査請求について

以上のとおり、当審査会においては、本件処分のうち、願出の理由に 係る部分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

したがって、本件審査請求のうち、本件文書中の願出の理由に係る処分の取消しを求める部分については、理由がない。

(4) 願出の日付に係る審査請求に対する判断

次に、願出の日付に係る審査請求の是非について検討する。

実施機関は、本件処分により非公開とした願出の日付について、臨時総会において農業委員会事務局職員が口頭で当該日付を公表したことを後日確認したことから、本件変更処分によりこれを公開することとした。このことにより、請求人には当該日付に係る処分の取消しを求める法律上の利益がなくなったと当審査会は判断する。

したがって、本件審査請求のうち、本件文書中の願出の日付に係る処分の取消しを求める部分については、不適法である。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件文書中の願出の理由に係る 処分の取消しを求める部分については理由がなく、願出の日付に係る処分の 取消しを求める部分については、審査請求人に利益がないため、不適法であ る。

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内容
令和2年6月12日	・実施機関から審査会に対して諮問
令和2年7月2日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明・審議
令和2年7月10日	・実施機関へ「関係資料」の提出を依頼
令和2年7月13日	・実施機関へ意見聴取の日時を通知・請求人へ口頭意見陳述の意向確認及び実施予定日時を通知
令和2年7月16日	・実施機関から提出された「関係書類」を受付
令和2年7月20日	・請求人から提出された口頭意見陳述の「申出書」を 受付
令和2年7月30日 (本件に係る審査会第2回目)	・実施機関からの意見聴取を実施 ・本件文書に係るインカメラ審査を実施 ・審議
令和2年8月4日 (本件に係る審査会第3回目)	・審査請求人の口頭意見陳述及び同人からの意見聴取 を実施・審議
令和2年9月15日 (本件に係る審査会第4回目)	・答申案の検討
令和2年9月29日	・答申の決定
令和2年10月1日	・実施機関に対して答申

令和2年度 米子市情報公開制度·個人情報保護制度運用状況報告書 (令和3年5月発行)

> 米子市総務部総務管財課情報公開担当 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

> > TEL 0859-23-5324 FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp